



写真提供：全日写連福島支部

6

水道整備推進方策と 将来計画

- 1 水道整備方策
- 2 水道整備の具体的施策と将来計画

第6章 水道整備推進方策と将来計画

1 水道整備推進方策

第5章で述べてきた「水道整備の基本方針」に基づき、県、水道事業者あるいは市町村、そして利用者としての住民が、これからの水道整備を推進するために果たすべきそれぞれの役割を示します。

	県の役割	水道事業者(市町村)の役割	利用者(住民)の役割
地域における安定した水供給システムの構築	<ul style="list-style-type: none"> 県全体の水需給バランスの把握 事業認可における施設の最適配置の審査 安定的水供給に関する情報提供・助言 水道未普及地域解消事業への県費補助 	<ul style="list-style-type: none"> 水需給バランスの確保 地下水の過剰揚水の見直し 水資源の有効活用 水道施設の最適配置の検討 専門技術者の確保 技術の継承，マニュアル化 老朽施設の計画的な更新 有効率の向上 事業の効率化の推進 適正な水道料金設定 中長期財政計画の策定 未普及地域への水道布設 	
水道未普及地域の衛生確保	<ul style="list-style-type: none"> 地下水汚染の状況把握 保健所における飲用相談・指導 飲用井戸設置者・管理者・使用者に対する啓発 飲料水供給施設の設置に関する助言及び補助 	<ul style="list-style-type: none"> 水道未普及地域の生活用水の現状把握 地下水の状況把握 定期的な水質検査の勧奨 施設改善への支援 地下水汚染の防止 農業集落排水への加入，合併浄化槽設置の推進 水源涵養など水資源保護を踏まえた環境保全 身近な環境保全に関する啓蒙普及活動 	<ul style="list-style-type: none"> 水源の適正管理 定期水質検査の実施 節度ある水利用 水源保全のための地域コミュニティの合意形成
水道の管理水準の向上	<ul style="list-style-type: none"> 水道事業者の技術力向上のための教育・啓発の場の設定 立入検査による各水道事業者の管理の実態把握及び管理向上に向けた指導・助言 「水道データベース」による全県的な水道施設状況の把握 「水道データベース」を基にした地域ごとの課題の把握及び管理水準向上のための指導・助言 管理の共同化の提案等、関係水道事業者間での調整 「福島県水道水質管理計画」の策定と実施による原水水質の把握と情報の共有化 水道法及び福島県給水施設等条例に基づく貯水槽水道への衛生指導 	<ul style="list-style-type: none"> 適切な維持管理による施設の安定性の向上 適切な水道技術管理者の任命 管理状況の評価と評価内容のフィードバック 集中管理システムの導入 体系的な漏水調査による漏水の防止 定期的な点検・調整・排水による配水施設管理 集水域の監視による原水汚染事故体制整備 流域水道事業者間の情報級友システムの構築 水道施設に応じた適切な運転・維持管理 原水状況及び浄水過程に応じた適切な水質検査 「福島県水道水質管理計画」に基づく原水水質検査 第三者委託やアウトソーシングなど民間活力の導入の検討 貯水槽水道の管理に対する積極的な関与 	<ul style="list-style-type: none"> 貯水槽水道の適正管理 私有地内の給水設備の適正管理

	県の役割	水道事業者(市町村)の役割	利用者(住民)の役割
災害や事故に強い水道の構築	<ul style="list-style-type: none"> 危機発生時の連絡網を整備し、災害や事故発生時の情報収集及び関係機関との連絡調整 「福島県水道施設地震対策推進計画書(改訂予定)」に基づく連絡及び支援体制の整備 国民保護法県計画策定による、危機発生時の対応整備 本庁及び保健所に管内水道事業の主要施設図面を保管することによるバックアップ体制整備 立入検査による各水道事業者の危機管理体制の把握及び体制整備に向けた指導・助言 「水道データベース」による全県的な水道危機管理体制の把握 	<ul style="list-style-type: none"> 耐震診断、耐震化計画に基づく体系的な施設耐震化 遠隔監視システムの導入や施設の覆蓋化による、侵入防止 配水池容量への消火水量の算入 危機管理体制や相互応援体制、災害時の初動体制などの整備とマニュアル化 利用者の混乱防止のための広報体制整備 	<ul style="list-style-type: none"> 災害時の応急給水ポイントの把握など、予防体制整備 災害時被害情報の関係機関への提供 災害時における被災者等への相互支援
地域水道ネットワークの形成	<ul style="list-style-type: none"> 保健所ごとの地域水道事業ネットワーク形成のための機会及び場の提供 「広域化推進事業」による具体的広域化手法の検討 新たな広域化に関する情報提供及び啓発 広域化を検討する水道事業者間の調整 	<ul style="list-style-type: none"> 技術基盤・財政基盤強化のための近隣水道事業者との連携の検討 技術基盤・財政基盤強化のための広域化の検討 地域水道事業のネットワークにおける管理の一体化、施設の共同化の検討 地域水道事業のネットワークにおける、資機材の共同購入や共同第三者委託の検討 地域水道事業のネットワークにおける施設の最適配置の検討 	
水道水源環境の保全	<ul style="list-style-type: none"> 福島県水資源総合計画「うつくしま水プラン」に基づく、水源保全の推進 「福島県水道水質管理計画」に基づく水源状況の把握と情報提供 流域情報の把握及び整理と水道事業者への提供 森林環境税を財源とする水源涵養林の整備など水源環境保全策の実施 (水源)環境保全に関する水道事業者及び利用者の啓発 	<ul style="list-style-type: none"> 水源涵養林の整備など水源環境保全策の実施 水道水源環境の保全のための「水源保護条例」などの策定 地域の水循環に配慮し、持続的水利用を考慮した事業計画や施設整備の実施 地球環境に配慮した省エネルギー型の施設整備や事業実施 	<ul style="list-style-type: none"> 無駄のない水利用 生活排水による環境汚染の防止 水源涵養林の整備への関心・理解・協力
利用者とのパートナーシップの構築	<ul style="list-style-type: none"> 水道週間などにおける、水道事業に関する適切な情報提供 安定的水供給と水道事業経営に関する情報提供・助言 水道事業者が「安全・安心」を確保するための事業実施のあり方や費用負担のあり方に関する情報提供 	<ul style="list-style-type: none"> 利用者に対する積極的な情報提供による透明性の確保 利用者の「安全・安心」を担保するための、分かりやすい水質情報の提供 水道料金について利用者の理解を得るための、適切な説明 水道事業経営の視点から、費用負担及び負担区分に関する説明 広報やイベント開催による利用者とのコミュニケーションの確保 水道審議会等への利用者の参加 	<ul style="list-style-type: none"> 水道事業への関心と情報収集 水道水の安全に関する情報への関心と理解 水道料金の算定根拠の要求と、事業実施に必要な経費に関する審査 水道審議会等への積極的な参加

2. 水道整備の具体的施策と将来計画

第5章「水道整備の基本方針」を踏まえて、考えられる具体的な施策を示します。それぞれの施策には、中間年次と目標年次までの推進の方法により、将来計画としてAからEまでの分類をしました。特にAに分類された施策は、危機管理や水道水の安全確保のために、早急な対応が必要とされる施策のため、中間年次までに達成することが求められるものです。

- A：早急に対応が必要な（望ましい）施策
 B：早急な着手が望まれ、中間年次における点検によって引き続き推進を図ることが望ましい施策
 C：目標年度内にわたって計画的に推進することが望ましい施策
 D：状況に応じて検討することが望まれる施策
 E：利用者（住民）と手を携えて実施していくことが望ましい施策

基本方針	施策	具体的施策	実施者			H22	H31
			県	水道事業	住民		
1 地域における安定した水供給システムの構築							
水需給計画の策定		・県全体の水需給バランスの把握	○			A	
		・需要量予測及び水源計画の策定		○			B
		・今後の開発計画及び水利権更新申請時における水量の審査、見直し	○	○			B
水源水量の確保		・水源不足事業体における水源の確保		○		A	
		・広域圏による水融通（調整）	○	○			B
地下水の適正利用		・地下水の過剰揚水の見直し		○		A	
		・地下水から表流水、浄水受水への転換		○			B
水資源の有効利用		・水道施設の最適配置の検討		○			C
		・事業認可における施設の最適配置の審査	○				C
		・広域化や相互融通による水資源の有効活用	○	○			C
技術基盤の強化		・有効率の向上		○			B
		・専門技術者の確保・育成		○			B
		・技術の継承、マニュアル化		○			B
計画的な施設更新		・老朽施設更新計画の策定		○			B
		・施設運用計画の策定					C
事業効率化の推進		・組織機構・定員管理の適正化		○			B
		・事業計画の定期的見直し、是正点の反映		○			B
		・外部委託推進に関する検討の実施		○			C
財政基盤の強化		・中長期財政計画の策定		○			B
		・現況における経営状況の問題点把握		○			B
		・計画に対する実績評価		○			B
		・企業債充当率の低減、内部留保資金の有効活用		○			C
		・適正な水道料金設定		○			B
		・経費負担区分の適正化（繰入金）		○			B
未普及地域への水道整備		・財務状況や内容に関する住民への情報提供の実施		○			B
		・市町村による水道未普及地生活用水調査による住民ニーズの把握		○		A	
		・生活衛生上の必要性、費用対効果などの検討		○			D
		・小規模飲料水供給施設の布設など、水道事業以外の水供給システムの検討		○			D
		・水道未普及地域解消事業への県費補助	○				C
2 水道未普及地域の衛生確保							
生活用水の現状把握		・水道未普及地域の生活用水の現状把握		○	○	A	
		・地下水汚染の状況把握	○				C
		・水位、揚水量などの地下水の状況把握		○			B
水質検査の実施		・定期的な水質検査の勧奨		○			B
		・定期水質検査の実施			○	A	
		・保健所における飲用相談・指導	○				E

基本方針	施策	具体的施策	実施者			H22	H31
			県	水道事業	住民		
	施設の衛生確保	・水源の適正管理			○	B	
		・施設改善への支援		○		D	
		・地下水汚染の防止		○	○	C	
		・農業集落排水への加入，合併浄化槽設置の推進		○		B	
		・飲用井戸設置者・管理者・使用者に対する啓発	○			C	
		・飲料水供給施設の設置に関する助言及び補助	○			D	
	水源の保全	・水源涵養など水資源保護を踏まえた環境保全	○	○	○	E	
		・身近な環境保全に関する啓蒙普及活動		○		E	
		・節度ある水利用			○	C	
		・水源保全のための地域コミュニティの合意形成		○	○	E	
3 水道の管理水準の向上							
適切な維持管理を行うための体制整備	・水道技術管理者となる有資格者の養成と、権限に見合った職名での配置		○		A		
	・維持管理業務を適切に実施できる業務実施体制、情報管理体制の整備		○		A		
	・施設の運転・維持管理体制の強化と、計画的な保守点検・整備体制の確立		○		A		
	・第三者委託やアウトソーシングなど民間活力の導入の検討		○		D		
	・管理の共同化の提案等、関係水道事業者間の調整	○			C		
	・水道事業の技術力向上のための教育・啓発	○	○		C		
	・技術の高度化に対応するための、技術習得研修の実施	○	○		C		
日常の施設管理水準の向上	・浄水施設、送配水施設などの運転マニュアル・維持管理マニュアルの整備		○		A		
	・施設図，配管図等の整備・更新・整理・保管		○		A		
	・施設の老朽度や機能劣化を考慮した施設更新計画の作成、及び施設更新計画に基づく計画的な整備		○		A		
	・集中管理システムの導入		○		D		
	・立入検査による各水道事業者の管理の実態把握及び管理向上に向けた指導・助言	○			A		
	・「水道データベース」による全県的な水道施設状況の把握	○			A		
管路管理の向上	・「水道データベース」を基にした地域ごとの課題の把握及び管理水準向上のための指導・助言	○			A		
	・体系的な漏水調査による漏水の防止		○		B		
	・老朽管路更新計画の策定，計画的な老朽管の更新		○		A		
	・定期的な点検・調整・排水による配水施設管理		○		C		
適切な水質検査の実施	・マッピングシステムの導入による管路や付帯設備の情報整理、及び計画的な保守点検・整備体制の確立		○		C		
	・水質検査計画の策定		○		C		
	・原水状況及び浄水過程に応じた適切な水質検査		○		B		
	・クリプトスポリジウムの指標菌検査		○		D		
	・「福島県水道水質管理計画」の策定と実施による原水水質の把握と情報の共有化	○			A		
・「福島県水道水質管理計画」に基づく原水水質検査		○		B			

基本方針	施策	具体的施策	実施者			H22	H31
			県	水道事業	住民		
	水源汚染の把握と対応策の確立	・水源付近における汚染源及び汚染源となるおそれのある工場・事業場等の状況把握		○		A	
		・他の水道事業者と流域の原水水質の共同監視や水質管理情報の共有		○		D	
		・原水に汚染が発見されたときの連絡体制整備		○		A	
		・汚染されるおそれのある水源については、水道原水による魚類の飼育、水質自動監視機器等による水質汚染の早期発見のための措置		○		B	
		・原水、浄水におけるクリプトスポリジウム対策		○		D	
	貯水槽水道の衛生確保	・簡易専用水道、準簡易専用水道の布設、増設、改造の届出時の指導・助言	○			C	
		・簡易専用水道の法定検査の推進	○		○	E	
		・小規模貯水槽水道の維持管理状況を把握し、設置者に対する適切な管理検査受検の指導、助言、勧告		○		C	
		・私有地内給水設備の適正管理と適宜更新			○	E	
	4 災害や事故に強い水道の構築						
災害や事故に強い水道施設整備	・耐震診断、耐震化計画に基づく体系的な施設耐震化		○		A		
	・水源間あるいは配水系統間の相互連絡管の整備		○		C		
	・水道事業者間の緊急時連絡管の整備		○		D		
	・浄水場、ポンプ場における自家発電装置の整備		○		B		
	・遠隔監視システムの導入や施設の覆蓋化による、侵入防止		○		B		
	・配水池容量への消火水量の算入		○		B		
危機管理対応マニュアル等の整備	・「水道データベース」による水道施設の耐震性等の把握に基づく指導、助言	○			A		
	・災害時の初動体制の整備とマニュアル化		○		A		
	・「福島県水道施設地震対策推進計画書（改訂予定）」に基づく連絡及び支援体制の整備	○			A		
	・国民保護法県計画策定による、危機発生時の対応整備	○			A		
	・危機発生時の連絡網を整備し、災害や事故発生時の情報収集及び関係機関との連絡調整	○			A		
応急給水や応急復旧体制の整備	・立入検査による各水道事業者の危機管理体制の把握及び体制整備に向けた指導・助言	○			A		
	・隣接町村との相互応援体制の構築		○		B		
	・応急給水のための給水ポイントの整備		○		B		
	・本庁及び保健所に管内水道事業の主要施設図面を保管することによるバックアップ体制整備	○			A		
緊急時の住民対応体制整備	・図面リストや備蓄資機材整備を含めた、応急復旧・応急給水体制の確立		○		A		
	・緊急事態を想定しての訓練		○		B		
	・被災時における混乱を最小限にするための、市民に対する飲料水の備蓄ポイントや給水ポイント、非常時の対応方法についての周知		○		B		
	・災害ボランティア等のシステム整備		○	○	E		
5 地域水道ネットワークの形成							
近隣事業者との連携の促進	・保健所ごとの地域水道事業ネットワーク形成のための機会及び場の提供	○			B		
	・技術基盤・財政基盤強化のための近隣水道事業者との連携の検討		○		C		
	・新たな広域化に関する情報提供及び啓発	○			B		

基本方針	施策	具体的施策	実施者			H22	H31
			県	水道事業	住民		
	地域水道ネットワークの活用	・地域水道事業のネットワークにおける管理の一体化、施設の共同化の検討		○		C	
		・地域水道事業のネットワークにおける、資機材の共同購入や共同第三者委託の検討		○		C	
		・地域水道事業のネットワークにおける施設の最適配置の検討		○		C	
	技術基盤・財政基盤強化のための広域化の促進	・「広域化推進事業」による具体的広域化手法の検討	○			A	
		・広域化を検討する水道事業体間の調整	○			D	
		・複数事業体の施設の統廃合による効率化		○		D	
		・複数施設の統合・集中化による最適施設配置		○		D	
		・広域化や効率化に関する職員の教育・啓発	○	○		B	
6 水道水源環境の保全							
総合的な水源環境の保全	・福島県水資源総合計画「うつくしま水プラン」に基づく、水源保全の推進	○			A		
	・水源涵養林の整備など水源環境保全策の実施	○	○	○	C		
	・水道水源環境の保全のための「水源保護条例」などの策定		○		D		
	・地域ごとの水関係行政機関と連携を深めるためのネットワーク構築	○	○		B		
	・（水源）環境保全に関する水道事業者及び利用者の啓発	○	○		C		
	・生活の場で水を無駄なく大切に利用する			○	E		
流域による水源保全	・「福島県水道水質管理計画」に基づく水源状況の把握と情報提供	○			A		
	・流域情報の把握及び整理と水道事業者への提供	○			B		
	・健全な水循環を考慮した取水、排水施設の配置		○		D		
	・地域の水循環に配慮し、持続的水利用を考慮した事業計画や施設整備の実施		○		B		
	・合併浄化槽の導入等、流域環境に配慮した生活排水対策			○	E		
地球環境の保全	・地球環境に配慮した省エネルギー型の施設整備や事業実施		○		C		
	・環境マネジメントシステム（ISO14001）の認証取得		○		D		
	・浄水場発生土の有効利用		○		B		
7 利用者とのパートナーシップの構築							
水道事業全体に関する利用者との相互理解の構築	・水道週間などにおける、水道事業に関する適切な情報提供	○	○		B		
	・利用者に対する多面的な情報の提供による、水道事業の全体像に対する理解の確保		○		B		
	・利用者に対する積極的な情報提供による透明性の確保		○		B		
	・水道審議会等への利用者の参加		○	○	E		
	・水道事業への関心と情報収集			○	E		
わかりやすい水道情報の提供	・消費者からの苦情、情報提供に対する適切な対応		○		B		
	・ホームページの開設など、利用者の入手しやすい方法や理解しやすい形式による情報の提供		○		B		
	・広報やイベント開催による利用者とのコミュニケーションの確保		○		B		
水道水の「安全・安心」に関する信頼性の確保	・水道事業者が「安全・安心」を確保するための事業実施のあり方や費用負担のあり方に関する情報提供	○	○		B		
	・利用者の「安全・安心」を担保するための、わかりやすい水質情報の提供		○		B		
	・水道水の安全に関する情報への関心と理解			○	E		
	・災害や水質事故等の非常時における対応について需要者へ情報提供		○		E		
水道事業経営や水道料金に関する理解の構築	・安定的水供給と水道事業経営に関する情報提供・助言	○	○		B		
	・水道料金について利用者の理解を得るための、適切な説明		○		B		
	・水道事業経営の視点から、費用負担及び負担区分に関する説明		○		B		
	・水道料金の算定根拠の要求と、事業実施に必要な経費に関する審査			○	E		